

西 監 発 第 1 5 号
平 成 2 1 年 4 月 2 2 日
(2 0 0 9 年)

請求人 A 様
請求人 B 様

西宮市監査委員 村 西 進
同 阿 部 泰 之

「西宮市職員措置請求」の監査結果について（通知）

地方自治法（以下「法」という。）第 242 条第 1 項の規定により平成 21 年（2009 年）3 月 25 日付で提出されました住民監査請求について、次のとおり判断しましたので通知します。

なお、佐藤みち子監査委員、田中渡監査委員については、本件職員措置請求に関して、直接の利害関係人に該当するので法第 199 条の 2 の規定により除斥となっています。

記

1．請求の要旨

本件職員措置請求は、平成 19 年度（2007 年度）市議会議員への政務調査費収支報告書とその添付資料である領収書等を、請求人が調査した結果、違法・不当な政務調査費であると判明した支出について、請求書記載の各会派及び議員に対して、措置請求書記載の返還請求額の返還を請求すること、また併せて、平成 20 年度（2008 年度）政務調査費に関しては、議長から送付される収支報告書の写しに領収書等の写しの添付を求め、それらを検査し、その用途が法第 100 条第 14 項に違反する場合は、市長が各会派及び議員に対して、その返還を求めることを請求したものと解しました。

2．監査委員の判断

本件職員措置請求のうち、平成 20 年度政務調査費にかかる、返還を求める請求内容は、将来の財務会計行為を対象とするものであって、このことは住民監査請求の対象に当たらず、住民監査請求として不適格なものと言わざるを得ません。

また、平成 19 年度政務調査費に関しては、平成 20 年 10 月 28 日付で同様の職員措置請求書が提出され、平成 20 年 12 月 25 日付で請求人 8 人に対して、結果の通知を送付したところです。本件職員措置請求で返還を求めるとした返還請求額は、前回、平成 20 年 10 月 28 日付で請求のあった金額、事実証明として提出のあった「各会派・議員に返還を求める違法な支出の一覧、及び領収書等」とその内容が同一のものであると判断しました。

このことにより、前回（平成 20 年 10 月 28 日付職員措置請求）の請求人の一人であって、本件職員措置請求の請求人である A 氏については、同一内容の職員措置請求であるため、本件職員措置請求を却下します。（昭和 62 年 2 月 20 日最高裁判所判決）

なお、請求人 B 氏からの本件職員措置請求内容については、前述の平成 20 年 10 月 28 日付職員措置請求に際して既に監査済みであり、今回新たな監査の必要性を認めませんので、併せて通知します。